

平成 27 年 第 8 回臨時会

# 南種子町議会臨時会 会議録

平成 27 年 11 月 4 日 開会

平成 27 年 11 月 4 日 閉会

南 種 子 町 議 会

## 平成27年第8回南種子町議会臨時会目次

### 第1号（11月4日）（水曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第51号 懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う 和解について	4
総務課長説明	4
質疑	4
7番 上園和信君	4
8番 立石靖夫君	7
1. 休 憩	8
1. 休 憩	9
8番 立石靖夫君	9
1. 休 憩	11
1. 休 憩	11
6番 広浜喜一郎君	11
1. 休 憩	14
4番 西園 茂君	14
5番 塩釜俊朗君	16
討論	17
7番 上園和信君	17
9番 日高澄夫君	18
採決	18
1. 日程第5 議案第52号 平成27年度南種子町一般会計補正予算 (第7号)	18
総務課長説明	19
質疑	19
8番 立石靖夫君	19

7番 上園和信君 .....	21
6番 広浜喜一郎君 .....	22
討論 .....	22
採決 .....	22
1. 閉 会 .....	23

平成 27 年 第 8 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 27 年 11 月 4 日

## 平成 27 年第 8 回南種子町議会臨時会会議録

平成 27 年 11 月 4 日（水曜日） 午前 10 時開議

### 1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 51 号 懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解について
- 日程第 5 議案第 52 号 平成 27 年度南種子町一般会計補正予算（第 7 号）
- 閉会の宣告

### 2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

### 3. 出席議員（10 名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	西 園 茂 君
5 番	塩 釜 俊 朗 君	6 番	広 浜 喜一郎 君
7 番	上 園 和 信 君	8 番	立 石 靖 夫 君
9 番	日 高 澄 夫 君	10 番	小 園 實 重 君

### 4. 欠席議員（0 名）

### 5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 日 高 一 幸 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	野首知子さん	企画課長	河口恵一朗君
保健福祉課長	小西嘉秋君	観光課長	坂口浩一君
総合農政課長	羽生幸一君	税務課長	小脇秀則君
教育委員会 社会教育課長	高田健一郎君	建設課長	島崎憲一郎君
農業委員会 事務局長	古市義朗君	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小脇隆則君
保育園長	小川ひとみさん		

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成27年第8回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、広浜喜一郎君、7番、上園和信君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

### 日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の議案第51号及び議案第52号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、事件案件1件、予算案件1件の計2件でございます。

それでは、事件案件から順次、要約して御説明申し上げます。

議案第51号は、懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解についてございまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号は、平成27年度南種子町一般会計補正予算（第7号）でございまして、懲戒免職処分を取り消す判決の確定に伴う職員給料等及び損害賠償請求事

件2件に関わる弁護士委託料を補正するもので、1,792万4,000円を追加し、総額50億1,156万4,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

#### 日程第4 議案第51号 懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解について

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第51号懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解についてを議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案説明の前にお詫びをしておきたいと思います。

当初、予算書、議案書を配布していたんですが、ちょっと計数等に誤りがありまして、議案を差替えさせたことを深くお詫び申し上げます。

今後、議案配布の際には精査をよくして、こういうことがないように気を付けていきたいと思いますので、御了解をお願いしたいと思います。

議案第51号懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第51号であります。相手方は、愛知県名古屋市北区喜惣治1-271、丸塚直樹であります。

事件の概要については、平成24年に酒気帯び運転で検挙されたことを理由に懲戒免職処分を受けたことが、裁量権の範囲を逸脱したもので、違法な処分だとして処分の取り消しを求めていたものであります。

和解の趣旨については、裁判において、懲戒免職処分を取り消す判決確定が出ましたので、対象者へ平成24年から平成27年までの給与を支払うことで本件について今後、何ら債権債務が無いことを確認する趣旨であります。

支払い額につきましては、平成24年6月から平成27年8月までの給与等でありまして、退職金を含めまして1,412万1,768円となります。これから個人共済掛金、所得税等を差し引いた額を本人へ支給することとなります。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） この議案を見るとですね、1,412万1,768円。大きな金額であります。この金額を支払って和解をしたいという内容であります。

酒気帯びで車を運転して警察に検挙された職員にこれだけの金額を支払って和

解をしたいと。町民感情からして許されるべきものかなと感じております。

まず第1点、昨日、議案の修正もありましたが、1,412万1,768円の内訳ですね、給与分が幾らなのか。それから職員手当、期末勤勉手当、扶養手当の明細をお願いしたいということと、和解金はどのような根拠に基づいて算定をしたのか、金額は適当な額なのか。これについて答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 総務課長から詳細に説明させます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 詳細な明細ですけども、給与それから手当、扶養手当という質問がありましたけども、詳細については3年という長さで計算しているものですから、詳細にちょっと出せないんですが、給与と手当合計で1,154万1,390円です。これから本人が支払うべき共済組合の負担金215万4,812円を差し引きまして、給与の本人への支払額が938万6,578円です。これに退職手当組合から出ます退職金のほうが473万5,190円ということになります。これについては、本人の町の給与条例に基づく給料表で算定をしているわけでありまして、

和解金額の算定につきましては、丸塚さんのほうの弁護士のほうより本人に支払うべき給与の8割で和解をしたいという話がありましたので、その間の給与を支払う額の2割を減額しての和解案が出てきましたので、それに基づいて今回提案をしているわけでありまして。当然、それ以外に和解金としているものはありません。延滞金とか給与の遅延金とか慰謝料とか、それはもう請求しないという旨の話がありましたので、今回提案しているとおりであります。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） ということは、南種子町で計算したのではなくして、元職員の弁護士が計算したものをそのまま2割引で決定したということですよ。

裁判の決定にはこれはもう従わなければなりません。懲戒免職は重いということで免職の取り消しをしたと思うんですよ。その後ですね、何か話によると元職員から退職届が提出されて、一時預かりじゃなくしてそのまま受理をして退職が認められたというふうにお聞きをします。

飲酒運転をして警察に検挙されたその違反に対してですね、地方公務員法第29条、それから南種子町交通事故及び交通法令違反に対する行政処分に関する規程に基づき何らかの処分をしたかどうか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。説明の中では上園議員が冒頭に求めた積算の基礎、算出について、自前でしたかどうか。お尋ねがあった弁護士がしたのかどうかという、その辺も明確に答弁願います。

○総務課長（高田真盛君） お答えします。給与の積算については、当然、町のほうで年度ごとに積算をしまして、総計額を出したものを丸塚さんの弁護人のほうに提案をして、それに基づいて、丸塚さんたちのほうからその2割軽減相当ということで和解の提示があったということになります。向こうの弁護士が全ての計算をしたわけではなくて、給与の計算は全てこちらで行っています。

それから、処分ですけれども、こういうかたちで処分の取消しがありましたので、当然、酒気帯び運転の事実がありますので、それについては、復職が認められてから、当町のほうで懲戒審査委員会を開きまして、処分をしております。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 南種子町も積算をして、向こうの弁護士と照らし合わせをして2割減で決定したということですが、南種子町で積算した金額とそれから飲酒運転に対する処分をしたということですが、どういう内容の処分をしたか。お尋ねします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 積算の額につきましては、年度毎になるんですが、平成24年6月分については60万2,942円。これから共済金の10万8,764円を控除して49万4,178円を本人に支払いする。それから、平成24年7月から平成27年7月分までにつきましては、給与総額が1,299万5,531円。その期間の共済掛金が204万6,048円ですので、これを控除しまして1,094万9,483円になりますので、この1,094万9,483円の2割を減額しまして875万9,586円ということになります。それから退職日が平成27年8月20日ということになっておりますので、20日間の2割分減額した額が10万8,764円です。これの総計で先ほど言いました938万6,578円が本人の給与として、こちらが支払う額ということになります。これに退職金の473万5,190円を足しまして1,412万1,768円が本人に支払う額というかたちになります。

それから処分につきましては、給与の10分の1を3カ月というかたちで処分を決定しましたので、処分につきましては、その旨本人のほうに通知をしております。

○議長（小園實重君） 総務課長、給与等の支払想定額と補正予算。あとから議案になりますけれど、予算上出てくる金額。つまり退職金そのものは退手組合から支給ということになりますから、その辺が議員の方に伝わるように説明を加えていただけますか。

○総務課長（高田真盛君） 退手組合から出る473万5,190円につきましては、当然補正予算で補正するものではなく、直接本人の口座に振り込まれるものでありま

すので、ただ、和解の中では当然これも支払いがあるということでの和解というかたちになります。

支払金額の給与の合計が1,412万1,768円ですので、退職手当を差し引いた金額が938万6,578円です。これに本人の給与から支払わないといけない共済負担金がありますので、先ほど申し上げましたけれども215万4,812円をプラスしないといけませんので補正上は、1,154万1,390円で給与のほうで822万6,000円、手当で331万6,000円、合計で1,154万2,000円という補正を計上しているところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 議案の第51号について質問をします。

議案第51号は和解案についてであります。私は執行部が誤った判断をしてこのようなことになったということは、非常に丸塚君に対して本当にすまないことだったと私自体は思っております。

地方公務員法第6条によって、「任命権者は地方公共団体の規則及び規定に従いそれぞれ職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を有する」となっております。

そのことについて、前梶原町長は免職ということをとっておったわけですが、議案第51号については、酒気帯び運転で検挙されたことを理由として、平成24年6月22日付けで懲戒免職処分を受けたことが裁量権の範囲を逸脱し、または、濫用した違法な処分であると主張して処分の取り消しを求めたものであり、判決に従う和解案として私は承知をしております。

鹿児島地方裁判所は、懲戒免職とする合理的理由はないと結論付けております。地方公務員法第30条、サービスの根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければならない」となっております。

また、第33条、「職員は、その職の信用を傷つけ、または、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」となっております。

取り消しを求めた丸塚直樹君は、「以前にも停職や減給などの処分を4回受けた」と南日本新聞に掲載されております。その後、酒気帯び運転で検挙されたことは、全職員の信用を傷つけた行為は、地方公務員法としては免職に値すると町民は思うことでしょう。

そこで、懲戒免職処分以前の懲戒審査委員会。それから、丸塚君が退職後の懲戒審査委員会の会議録の写し。丸塚直樹君の処分取り消しを求める訴状の正本の写し。鹿児島地方裁判所の判決の写し。高裁宮崎支部の判決の写し。今回の和解

の支給明細の説明を今受けましたが全然わかりません。算出の明細資料の提出を求めます。議長の取り計らいをよろしく願いをします。

○議長（小園實重君） 議長から執行部に申し上げます。ただ今、8番立石議員から資料提出要求が議長に対して求められましたが、執行部として提出できるもの、できないもの。できないものがあれば、その理由をこれから述べていただきます。できるものについては、暫時休憩をして提出準備をしていただきたいと思います。しばらくお待ちください。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 判決文の1審・2審については、準備ができていますのでこれについては即提出ができます。

あと懲戒審査委員会の会議録については、出した経緯がないので、そこはちょっと調査しないと出しているものかどうかですね。即答しかねるんですが。

給与費明細については、多岐に渡るので若干時間がかかるのでさっき要約して一応説明したつもりだったんですが。何月にいくらという計算に結構時間がかかりますので、先ほどの期間で再度しっかり説明させていただければありがたいですが。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） あのですね。なぜ私がこのような提出を求めたかという理由は、これは町民にとっては大切なことなんです。だから、私ども議員としては、このような和解案が妥当であるのかどうか。裁判所は要ということでしたので、補償は私はしなければならぬと思っております。だけど、私どもは町民に対しての説明をしなければなりません。そういうことで今日の会期は1日ということで先ほど議運で決まったようですから、この資料に基づいて、ぜひ出させていただきたいと。このようにお願いをしておきます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町長としてもですね、詳細に町民にはっきり分からせるというのは重要だと思いますので、その意を含んで時間はかかりますが準備はしたいと思います。

その段階で、私は今日の日程が午後の段階でおそらく3時以降はどうしようもないので、それまでには何とかするようなことを配慮するようなことでの準備をさせたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） ここで暫時休憩します。

---

休憩 午前10時26分

再開 午前11時42分

---

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開にあたり、町長から発言を求められております。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 立石議員から資料の提出について求められておりますが、検討した結果ですね、今、懲戒審査委員会の議事録については、原本は警察署のほうにいておりますので、これを明らかにすることはできませんが、内容として出さないという判断は、裁判所の結果でも示されているように議事録の内容と全て出しておりませんので、今後、懲戒審査委員会はないほうがいいんですが、もしあった場合ですね、詳細に全ての出てきた委員がそれを言えなくなる可能性もあると。つまり、どの委員が懲戒審査委員会でこういうことを言ったということであれば、懲戒審査委員会が収縮してしまうということがありますので、私としては出さないほうがいいという判断をしましたので、これについては裁判所と同じような解釈のとおり、全国各地の自治体としてもそれを出した経緯もないという現在の判断からすると、それが適当だろうと判断しましたので。裁判所が出せということであれば、あるいは警察がだせということであれば、捜査上の問題として出さざるを得ませんが、出さないということにいたしました。

その他一般的なことについては、私は全て公開するというのを全職員に伝えてありますので、私の決裁上のことも含んでやっておりますから、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） ここで暫時休憩します。

---

休憩 午前11時45分

再開 午前11時56分

---

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 今、給与支払の資料をもらったわけですが、1枚目の平成24年の6月期末勤勉手当、この35万6,242円、17万8,746円。これを支払っていなかったということでいいわけですか。そういうことで捕らえていいのかどうか。これが、今後、補償額の中に入っているとすれば、私が言うのは、飲酒運転で検挙された者に対して勤勉手当とか期末手当に影響しないのかどうか。答弁をお願いします。

それから、私はあくまでも裁判の判決を見て、酒気帯び運転だけで裁判がされたような気がしてなりません。私は冒頭以前にもあったんだということであるわ

けですが、これはもう年数も過ぎているので該当にならないような裁判の判決になっていますが、そういう地方公務員としてあるまじき行為であるのかどうか。やはり、今後、職員の教育に対しても、飲酒運転してもただ3カ月の減給で済んだとか、そういうことになると大変なことになります。現在でも交通事故については、注意しなさいと毎朝防災無線でも放送している中で、そのようなことでのいかどうか。裁判の判決は別として、町全体から考えて言ってるわけですが、こういうことでのいかどうか。町長及び総務課長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、立石議員が発言しているようなことを踏まえて、前町長としては処分をしたということだと思えます。その結果として、判決が出たわけですから、そういうのを尊重しながら私が懲戒審査委員長を12年もやりましたが、全て県下の自治体、警察関係、教育委員会関係全て状況を今言ったような飲酒運転含んで懲罰の関係については調査した上で、参照してやっておりますから、公務員としては特筆してうちの町が強くやっていないというのもありまして、また一方では、それをどう救うかということですが、今議員のおっしゃる点については、救いの点があまり甘すぎるのではないかとということで私は受け止めておりますが、この辺は現況の上告していく段階での裁判での判断を起点にしながら、お互いに町長としては、職員に対する厳しいことを言いながら、また、町民にも呼びかけ理解を求めていくような中から対応していかざるを得ないという現状だということは御理解いただきたい。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 平成24年6月の賞与等については、支払いがなされておりましたので、今回この中に計算が入ってきているかたちになります。

○議長（小園實重君） 特別に8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） だから総務課長、私が言うのはそういう飲酒運転で検挙された者に対して、勤勉手当なんかを支給するというのが妥当であるのかどうかということなんです。だから私が懲戒審査委員会の資料を提出しなさいと言ったのはそういうことなんです。私は違反をして勤勉手当を支給するというのはおかしいと思うんです。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 大変失礼しました。1箇所答弁漏れがありました。懲戒処分については、さかのぼって適用することができませんので、今回平成27年8月に判決が確定してから懲戒審査委員会を開きましたので、今回こういうかたちでは当然支払いをしないといけないような状況です。例えば平成24年6月ま

できかのぼって処分するということはできない関係でこういうかたちになっております。

○議長（小園實重君） ここで暫時休憩します。

—————・—————  
休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時06分  
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩します。再開をおおむね午後1時10分とします。

—————・—————  
休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時07分  
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） この職員は、平成24年6月22日付けで懲戒免職の処分を受け、辞令交付もされていると思いますが、まず1番目に裁判の結果を受けまして再任用の辞令交付をしていると思いますが、その年月日を示していただきたいと思っております。2番目に退職願いが出ているということですが、何日付けで退職となっているのかお伺いします。3番目にこの裁判の判決後、この職員の飲酒運転に対して職員懲戒審査委員会を開いて3カ月、10分の1の減給を決めたということですが、この委員会の開催年月日と先ほど少し説明がありましたが、この規程でいきますと、飲酒運転の場合は、その他の項でも懲戒免職、停職1から6カ月、昇給停止2から3号、勤勉手当100分の10とありますが、10分1の減給3カ月はあまりにも軽すぎるのではないかと私は思います。

役場の職員は飲酒運転をしても10分1の給与減額を3カ月すればいいということに町民が納得するはずがないと思います。この委員会をもう一度やり直して懲戒免職が重いというのであれば、この規程にあります停職1から6カ月ぐらいにはすべきではないかと私は思いますけれども、そして、その停職分の給与減額も和解金から差し引くべきではないかと思っておりますが、町長はいかが思いますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 期日問題がございますので、具体的には総務課長から答弁させます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） まず1点目ですが、控訴棄却の決定が平成27年7月8日にありまして、その後二週間を経過しまして、7月24日に懲戒免職処分の取り消しが確定しておりますので、その時点で復職を本人のほうに伝えております。

それから、今回の処分につきましては、8月18日に懲戒審査委員会を開催しまして処分を決定しております。決定につきましては、裁判の判決書を基に量刑についてもそれぞれありますので、そこらへんも加味した上で10分の1の3カ月ということで決定しているところであります。

それから、それを取り消して再度懲戒審査委員会を開いて決めるべきではないかという質問ですが、それにつきましては、本人から退職願が出されて、8月20日に既に退職の許可をして辞令を発令しておりますので、今からさかのぼって懲戒審査委員会を開いて決定するということとはできないこととなっております。

法の不遡及という原則がありますので、不遡及の原則にも当たりますし、本人がもう退職していない職員ですので、それを日をさかのぼって委員会を開くというのはもうできませんので、新たな処分はできないということになります。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 今の答弁では平成27年7月24日付けで復職したと。辞令交付したということですがけれども、この懲戒免職の平成24年6月22日から平成27年7月23日までの給料は別に支給しなくてもいいと思いますけれども。そこらへんはどうなっているのでしょうか。

あと先ほども質問しましたが、あまりにも処分が軽すぎると。さかのぼって懲戒審査委員会ではできないということでもありますけれども、そこらへんも考えてすべきではなかったかなあとと思いますけれども。

この決定について、委員会の委員長であります副町長は、この処分が軽いのではないかとは思わないのですか。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） 処分が軽すぎるんじゃないかというようなことでございますが、私どもも委員会を開く前に総務課の中でいろいろ調査をさせて委員会に臨んだわけですが、これまで当初の平成24年6月の段階までは厳罰化というのが非常に言われておって、そういうかたちでそういう訓令も出されてきたわけですが、しかし、その後は、やはり厳罰すぎるということでいろんなそういう処分を受けた人たちが重すぎるというかたちで訴訟を起こして、それが全部そういうかたちで当局が敗訴しているということになっております。

そういうことを全体的に見て判断をした時に、やはり裁判の結果の中に出てい

るように、ここでいう減給3カ月が妥当だというような感じの分が他の事例でも相当出てきておりましたので、私どももその辺を考慮して、3カ月の10分1ということにしたところでございます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 平成24年の6月22日懲戒処分がされてから平成27年の7月24日に確定ですので、7月23日までの給料等については支払いはしないではないかという質問ですが、この処分自体が裁判で無効ということで取り消されておりますので、処分というのは無い状態になっています。当然、そこから役場職員としての身分が発生していますので、その分については給料の支払いは始まりますので、それはそれで今回こういうかたちで出しているということになります。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） それでは役場職員につきましては、飲酒運転をしても今かも、今からですよ、給料の10分の1を3カ月していくという方向ではないかというふうに思いますが、それで本当にいいんでしょうかと私は思いますけれども。

あとですね、退職時点までは公務員としての給料を今度の補償でも受けるわけですが、地方公務員法第38条にありますように、「職員は、任命権者の許可を受けなければ自ら営利企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」という条項があるように、職員は公務員である以上、二重にほかから報酬を得てはいけないと思いますが、公務員として給料の支給を受ける以上、今まで支給されたほかの事業所の報酬については、和解金の金額から先ほど総務課長から説明がありましたが、差し引くべきではないかと思っております。私は、このもらった金額全額をこの和解金から差し引くべきではないかと思っておりますけれども、公務員の期間ですから言うんですけれども。これが別に問題ないと言うんでありましたら、その根拠法令と判例でもあればお示しいたきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 広浜議員のおっしゃることは理解しているつもりですが、今回のこの件につきましては、あくまでも裁判によって敗訴したということが原点になりますので、それに基づく、当然、相手方との和解協議がありますので、その段階でこういうかたちになったということでもあります。

当然、そういう期間の支払い分も想定した上で2割の減額をして、今回和解をしたいということですので、そこらへんは御了解をお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。副町長、長田 繁君

○副町長（長田 繁君） これは和解ということでございますから、お互いがそれぞれに思いがあるわけですよ。それで微妙なその思いをいかに調整をするかというのがそれぞれの弁護士の方だと思うんですが、相手側から言わせれば慰謝料も請求していない。—————。そういう相当なダメージも受けている状況の中でもあるし、それから訴訟費用についても負担を求めている。それから遅延金についても求めている。そのようなことも相当ありますから、先ほど勤勉手当をカットしなければならないのじゃないかという言い方になっておりますが、全体の総額を出すために全ての計算をはじき出して総額を出した。それを相手側の弁護士に提示をして、それから相手側は本人が働いている分。そういうものも減額するような計算をして、それが2割ということになってきておりますから、いろんなものが加味されて最終的にはお互いにこれでいこうということでされたことですので、今回議員の皆さんが言われているようにこれでは納得できないということになれば、今度は、相手は訴訟になると思います。そうすれば、裁判費用もいるしいろんなかたちで本人にさらに負担をかけるということになりますから、どうかその辺も御理解いただいて議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） ここで暫時休憩します。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分  
————— . ——— . —————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の説明不足の分について。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 大変失礼しました。懲戒処分の原則というのがあります。その中に不遡及の原則ということで以前の行為については、その処分対象とすることができないという罪刑法定主義というかたちでその原則がありますので、これに基づいて懲戒審査委員会その他も運営されていますので、今回もその例に従って行ったということになります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 今回の裁判ですけれども、和解案については私は妥当な手法であると思いますので賛成しますけれども、実はこの裁判につきましては、道路交通法関係違反の内部規程による旧規程による裁判の判決でございます。

しかし、この案件につきましては経過がありまして、その中で当時の執行部は、

極めて悪質ではないかという手法で懲戒免職処分をしております。私は執行部にお尋ねしたいんですが、このような経過の中で、町民に対して税金をこれだけお支払いするわけですけれども、当然そういう悪質な内部規程を変えてというようなことが経過としてありますので、それを町民に対してどのように説明するのか。私は当然このような手法でやったことに関しましては、町が前梶原町長に求償権の件が発生してくると思いますし、それが筋だろうと思います。

そのような点について、今後の取組みを執行部としてどのようにやるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常に難しい問題です。なぜこんな事件が起きたかという点、規程を変えるということを誰が指示して、誰が起案してやったのかという原点に戻ってくるんですよ。判決が出ましたので、これからの問題じゃないかと思うんですが。

私は、議会を通して、町民を裁判するとかこういったことがないような方向付けをしたいということを言っておりますから、可能であれば穏やかな方法で処理できるような対応をしなければいけないんじゃないかというのは、今この席に立っている段階での私の考え方でございます。

しかし、町民は必ずそのことは起きてくるということは間違いないんじゃないかということは想像されますから、これにどういう説明をするかというのは内部で検討しなければいけないし、また、従前の職員についても意見を聞かないといけないんじゃないかと。こういうふうな私の心境としてはそのように思っております。

現在の段階で、この件についていろいろ話したり聞いたりは全然しておりませんので、裁判の結果としてそれが出たということであれば、それを今、西園議員が質問したようなことにまた振り返る可能性があります。可能であれば穏やかに何か方法をとれないのかということについては、対処する必要があるのではないかとというのが本心であります。

○議長（小園實重君） 4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 私も穏便に処理したいという考え方については、同じ考えでございます。

ただ、町民に対する説明というのは当然必要になってきます。内部規程まで変えて対応するという行為が、本当に今後の町政の中で町民も理解して、このままでいいと収めていただければいいと思います。でも、このようなことが本当にあっては絶対いけないと思います。

先日ある人から、どうなったかという話をした時に賠償問題で相当のお金が出るよと。そのお金についてはどのように処理するんですか。どういう理由でお支払いするんですか。ということで聞かれた時に、残念ながら私は一般的な話しかできなくて、とりあえず選んだ町民のせいもあるのかなあという意味合いのことを申しましたけれども。それは、あまりにも理由が通らない話で。そこまで規程まで変えて対応してくれというような町民の意向は無いでしょうから、今後の執行部の対応のやり方については、慎重に対応することが今後の行政上最も必要なことじゃないかというふうに私は思いますので、ぜひともその方向性で対応していただきたいと。ただ、町民の理解を得るということが1点と穏便に進めたいという気持ちは重々自分の中にもあります。とりあえず答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町民に具体的に説明するとなれば、今日の議会の内容も議会報できちんと報告されましようから。私の考えとしては議会で議決してこうなっているということが非常に重要であると思っているんですよ。

その前に行政の執行権者は町長ですから、町長は職員がどういうことを起案してどうなのかというチェックももちろんしないといけないし、だから命令というのは、いかに大事かということは今ひしひしと感じておりますので、そういうことに集中して職員に喚起するよというのとは、いろんなかたちの中で考えてディスカッションしながら、いい方法を町長に提案するというを常に職員朝礼で言っております。

ですから、そういうことを含んで職員のももちろん意見も聞きます。という対応しか、今答弁の道はありません。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） 先ほど立石議員への答弁の中で——の話をしたんですが、これは自分の考えで、本人から聞いたわけでもないですので、その分については取り消しをしたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、塩釜俊朗君

○5番（塩釜俊朗君） 私は休憩中に20%の根拠をお聞きしましたが、その内容については、先ほど総務課長のほうから答弁をなされましたが、これを私再度確認のためにお聞きしたいのですが、先ほどの話の中においてもそのもろもろのことも含めての20%減だと。そういうふうなことで若干答弁をいたしましたので、そういうふうなもろもろのことも含めての20%減というのは、数字的に判断したのか。また、数字以外で今までの問題等も含めて20%が妥当だと。そういうふうなことで決める中で委員会、会議の中で決定したのかどうか。その

ところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 20%というのは向うの弁護士、丸塚君のほうから提示された減額率です。当然その間の勤務の実態。それから酒気帯び運転をしたということに対する責任。そういうもろもろを含めた上で 20%の提示がありましたので、私たちのほうも先ほど副町長も述べましたように、それ以外の慰謝料、弁護士費用それに係る加算金とか延滞金等については、もう請求しないという全体的な内容でしたので、そこらへんも含めた上で 20%で協議した結果、この案でこちらのほうも承諾していいのかなというかたちで今回提案しているところであります。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そういうふうな実情の中で判断したと。そういうことはある程度理解できるわけでありますけれども。そういうふうな数字的なかたちの中において、相手方から示されたというふうなことについて、いろいろ検討した結果だと。そういうことで答弁をなされましたけれども、こういうふうな事例の中で、全国的にこのような事例でそういうことで何割減とか、そういうふうな事例等も踏まえて検討したのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 当然そういう事例も含めて、それぞれ検討した結果になります。一般的には今回の判決になると復職するのが一般的な例なんですけど、こういうかたちで辞職するという判例はほとんどありません。そこらへんも含んでいろいろ検討した結果、今回のこういう提案になっているところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。原案に反対の討論を許します。

○7番（上園和信君） 平成 27 年 2 月 25 日付け新聞に、「元職員は法令違反で今まで 4 回もの懲戒処分を受けた。」このような記事があります。なおかつ、飲酒後に車を運転して警察に検挙されました。酒気帯び運転で南種子町職員を懲戒免職となり、懲戒免職は重すぎると裁判に訴えた結果、懲戒免職処分を取り消す判決が下されました。裁判所の決定には従わなければなりません。裁判判決後、元職員には職員復帰の権利が与えられたことになりましたが、自主退職という選択をされたようであります。この退職願は、本来ならば一時預かりとして必用な懲

戒処分をしてから退職を許可すべきであったのではないのでしょうか。

地方公務員法第 29 条に「条例、地方公共団体の規則若しくは、地方公共団体の機関の定める規程に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合は、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる。」とあります。

過去に 4 回もの処分歴があるにも関わらず、今回の飲酒運転。元職員に 1,412 万 1,768 円の大金を支払って和解しようとしております。町民感情からして納得できるものではありません。あわせて、これを認めることによって、飲酒運転追放を重点的に掲げております南種子町が飲酒運転を容認することにも直結し、助長することにもならないかと非常に心配をします。また、まじめに一生懸命勤務している職員の士気の低下になるようで非常に心配になるところです。よって、議案第 51 号に反対するものであります。

議会の使命は、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法、適正にしかも公平、効率的に。そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。このことをしっかりと理解し、議員各位の御賛同方よろしく願いをいたします。

○議長（小園實重君） 次に賛成の討論はありますか。9 番、日高澄夫君。

○9 番（日高澄夫君） 賛成の討論をします。和解はお互いに譲り合うことで紛争を解決することをいうものであるとされております。和解である限り、和解についての議決が先に必要だということを質疑の中で理解できました。よって、①裁判が確定し南種子町が敗訴したこと。②原告側が損害賠償権を放棄するなどの考えが表明されたこと。③計算した額の 8 割で合意していることなどから、議案第 51 号に賛成をするものであります。

○議長（小園實重君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 51 号はこれを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、議案第 51 号懲戒免職処分取消請求事件の判決に伴う和解については、否決されました。

---

日程第 5 議案第 52 号 平成 27 年度南種子町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（小園實重君） 日程第5、議案第52号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第52号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,792万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,156万4,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。まず、歳出から説明をいたします。2ページをお開きください。

2ページの一般管理費の職員給料822万6,000円、職員手当等331万6,000円、共済組合負担金332万円につきましては、先ほど議案第51号が否決されましたので、この補正予算が仮に可決されても根拠がありませんので執行できないこととなります。それにつきましては、次回の議会で歳出の減の提案をするかたちをとらせていただきたいと思います。

次に、弁護士の委託料につきましては、損害賠償請求事件2件に係るこれにつきましても判決が確定しておりますので、確定したその結果、弁護士のほうから委託料の請求がありましたので、2件で306万2,000円を補正するものであります。以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。歳入につきましては、歳出をまかなう分につきましては地方交付税のほうで1,792万4,000円を増額するものであります。これにつきましても、議案第51号で否決された案件に係る分に見合う分だけの歳入につきましてもは執行できませんので、次回の議会において減額するかたちになりますので、そのように御了解いただきたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 弁護士の委託料なんですが、2件ということですが、これの内訳をお知らせを願いたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 本日議員の皆様には、弁護士委託に関する委任契約書というのを配布していると思います。そのうちの事件番号が鹿児島地方裁判所平成26年（ワ）第257号に係る損害賠償等請求事件につきましては、これは棄却

をされておりますので、裁判が終わったということで受任時に着手金として払っているんですが、裁判に町のほうが勝ったということで成功報酬というかたちで税込みの70万2,150円。これが1件です。

それから、もう1件が事件番号鹿児島地方裁判所平成26年(行ウ)第4号になりますが、これは取り下げというかたちになっております。形式上は裁判に町が勝ったというかたちですが、取り下げということがあった関係で弁護士のほうと協議の結果、成功報酬につきましては契約書の半額プラス必用経費ということで、こちらのほうに現地調査というかたちで2名の裁判所の職員が見えられておりますので、その旅費4万3,240円を足しまして、消費税込みで235万9,840円。合計で306万1,990円ということで306万2,000円を今回補正するものであります。

○議長(小園實重君) 8番、立石靖夫君。

○8番(立石靖夫君) まず、鹿児島地方裁判所平成26年(ワ)第257号に対しての委託料なんですけど、これは町を相手どった西園茂議員。当初は大崎壽徳議員と2名の原告で訴訟したわけですが、最終的には大崎議員があのようになりましたので西園茂君だけになったわけですが、このようですね、高裁で判例が出ているにも関わらず、規則に従った本会議の決議事項に対して裁判をする。そして、町に対して税金の無駄遣いをする。こういう議員が委員長を続けているんですよ。税金を無駄遣いする。このことについて、町長はどのように思うか答弁をお願いします。

○議長(小園實重君) 町長、名越修君。

○町長(名越修君) それぞれ裁判をして、それぞれの考え方があって取り下げる。あるいはそういうことをしたということについて、私が見解を述べる立場にはないと思います。基本的にこういった問題が何故起きたかという原点を考えると、いろいろ町民としては複雑な思いを持っているんじゃないかということは、私としては想像しているということだけをお答えしておきたいと思います。

○議長(小園實重君) 8番、立石靖夫君。

○8番(立石靖夫君) 町長ですね、町を相手どって名誉棄損で訴えてるんですよ。310万円。これが西園議員は負けたわけですよ。それを弁護士の委託料としてまた今回もあるわけですから、成功報酬65万円。合計百二、三十万円になりますか。これを議員として本会議で議決したものを名誉棄損で裁判をする。裁判官は名誉棄損に当たらないとなっているんですよ。それを町を相手どってやったわけですから、今現在、名越町長ですから、そのことに対して何らコメントがないということということになると非常に私はさびしいなあと思っています。答弁ありま

すか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それについてはですね、それぞれの議員同士の考え方もありましようけれども、私としては、はっきり言ってその訴訟内容を見ておりませんが、基本的にはいろんな考え方があって、そういう裁判を起こしたりしたんじゃないだろうかと思うんですよ。

例えば、丸塚氏自体の結論についてもですね、議会でそれを裁判することを認めたわけですから。その結果として敗訴になったんですね。負けたんですね。だからそこを規則を作る、条例を作るという時に十分協議し、先進事例も含んで県下、全国的なそういう情報収集をした上で町長はやらないといけないということがあるということだと思います。その辺の全体的な点での裁判になっているのかどうかわかりませんが、大変なことでありましたから、何とかこのへんが収まればいいと思っていたんですが、先ほど和解案も否決されましたので、またそれも原点に、元にもどりますので、またその裁判が起きる可能性もありますし、私としては今ですね、いろんな議員の評価について議会で申し上げることは差し控えたいと。これが私の心境です。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 当初、西園議員は310万円の名誉棄損で請求をして、それから南日本新聞に記載しなさいという条件になっているんですね。だから西園議員は負けたわけですから、この裁判費用の65万円も南日本新聞に負けましたという掲載をしてください。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 事件番号鹿児島地方裁判所平成26年（行ウ）第4号。「南種子町議が町長を提訴。町道整備に余分な費用。」昨年5月16日の新聞報道であります。町民は大騒動でしたよね。そういう中であって途中で取り下げをした。原告が。それに係る裁判費用が214万5,000円と成功報酬ですね。町民の税金からこれだけの裁判経費を支払っております。

町長この取り下げた理由はどこにあると思います。わかりますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私としてはその内容を具体的につかめませんので、本人の考えがあって取り下げたわけでありますから。地方裁判所に出した答弁によりますと原告は都合により訴えの全部を取下げますということでは私にはわかっておりませんので、このへんで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

- 7番（上園和信君） 名越町長が就任してから取り下げたわけでしょう。取り下げの日付けがわかりますか。
- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） こちらに届いております副本によりますと、平成 27 年 6 月 30 日ということになっております。
- 議長（小園實重君） 7 番、上園和信君。
- 7番（上園和信君） 西園 茂議員の裁判経費。懲罰については裁判の外にあるという最高裁の判例が出てるんですよ。そういうのがわかりながら南種子町を訴えた。これにも相当町民の税金が使われております。今回また成功報酬で 65 万円の予算が計上されております。これを西園議員に請求する考えはないですか。
- 議長（小園實重君） 町長、名越 修君。
- 町長（名越 修君） 否決された案件も含んで、それぞれ請求すべきかどうかなどということを私が今判断する状況ではありません。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6 番、広浜喜一郎君。
- 6番（広浜喜一郎君） この2件の裁判ですね、最初から勝ち目がないとわかっている裁判ですよ。本当に。先ほど金額が出ましたが、日高澄夫議員の裁判に要する費用 460 万円です。西園 茂君の場合は 130 万円位になりますか。こういうのをかねてから税金無駄遣いと言っている議員が、町民の税金をこんなにまで使って町民がどういうふうに理解するかちょっと問題だと思っておりますけれども、また 12 月議会の一般質問で質問したいと思っておりますが、この2人に対しての要求と言いますか、損害賠償要求等も含めて一般質問で質問したいと思っておりますが、町長の先ほどの答弁では今のところそういうのは考えられないというふうに思っておりますが、そういうことで 12 月議会で質問したいと思っております。町長の考えをもう 1 回伺います。
- 議長（小園實重君） 町長、名越 修君。
- 町長（名越 修君） 先ほど申し上げたとおりでございます。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 討論なしと認めます。
- これから議案第 52 号を採決します。
- お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号平成 27 年度南種子町一般会計補正予算（第 7 号）については、原案のとおり可決されました。

ここで議長より申し上げます。先ほど長田副町長から発言取り消しの申し出がありました。議長においても不穏当な発言であったと認めます。よって、取り消しを許可することにいたします。

—————・—————・—————

## 閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 27 年第 8 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————・—————

閉 会 午後 1 時 5 9 分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園 實重

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 上 園 和 信